## 北海道国民健康保険運営方針に基づく取組 (令和3年度~5年度)

## 【総括表】

	Plan (計画)		Do (実施)		担当	評価基準及び
項目	目 標	内 容	取組内容等		係(課)	) 一進捗管理方法の設定
				R 3 年度		
医療に要する費用及び財政の見通し	財政収支の改善と (第2章 第2節)	北海道国民健康保険特別会計においては、市町村の事業運営の健全化を念頭に、繰越金や黒字幅を必要以上に確保することの ないよう、道内国保全体の財政状況バランスを見極めながら運営する	<ul> <li>各市町村の毎月の医療費の所要額を把握し、道から保険給付費等 交付金の支払、国庫支出金や納付金等の受入</li> <li>保険給付費の支払に不足が生じないよう、最終補正予算案で財政 安定化基金からの取り崩し</li> <li>前年度決算を分析し、次年度の予算編成に反映</li> </ul>		財政係	個表 1
	赤字の解消・削減 (第2章 第3節)	道は市町村と十分に協議を行い、赤字削減・解消の取組や目標年次等の設定について助言するまた、短期間での赤字の解消が困難な市町村は、6年以内を基本とした計画を策定し、段階的な赤字の解消に取り組む(6年以内に解消が困難な場合は、市町村の実情に応じて設定)	「赤字削減・解消計画」を策定した市町村に対して、赤字解消に向けた取組の進捗状況などを把握     新たに「赤字削減・解消計画」の策定が見込まれる市町村に対して、計画策定に向けた取組や目標年次の設定などの助言を実施。     計画変更の検討が必要となった市町村について、目標年次の設定などの助言を実施し変更計画を策定     赤字が解消された市町村の状況把握		運営第2係	個表 2
	財政安定化基金の使 (第2章 第4節)	1 財政安定化基金の設置 2 特例基金の設置 3 市町村に対する貸付額については、貸付を受けようとする市町村の申請額に基づき、市町村が標準保険料率を基礎として適正な賦課を行うことを前提に道が保険料(税)収納不足額を算定し、貸付額(無利子)を決定 4 道に対する貸付額については、財源不足額について、財政安定化基金を取り崩し、道国保特会に繰入を行う 5 交付金については、収納不足額の2分の1以内とし、市町村の「特別な事情」や収納率目標の設定状況等に応じて、道がその交付の範囲を決定	1 財政安定化基金の設置 2 特例基金の設置 3 貸付希望調査の実施 補正予算案作成、貸付額の決定 4 財源不足の場合、基金の取崩 5 状況の把握、必要性の検討		財政係	
保険料(税)関係	保険料水準の統一 (第3章 第3節)	1 小規模市町村における保険料(税)負担増加のリスクを軽減するとともに、負担の公平化を進めるため、納付金算定上、市町村間の医療費水準の差を反映させない(a=0)こととする 2 保険料水準を統一し、安定的な国保運営のための取組が市町村間で平準化し、全市町村の標準保険料率が同一となることをもって保険料(税)率の統一(統一保険料率)と定義し、令和12年度を目途に統一保険料率を目指す 3 統一保険料率における賦課方式は、市町村標準保険料率に用いている所得割・均等割・平等割の3方式に統一資産割を賦課している市町村は、将来に向け資産割の廃止が必要となるが、これにより被保険者の保険料(税)負担に急激な影響があることも想定されるため、令和8年度までを経過措置期間として設定 4 統一保険料率となった際に生じる、被保険者負担の激変を緩和するために、今後、道が示す市町村標準保険料率算定の基礎となった応能割額の割合と応益割額の割合を段階的に合わせる。	<ol> <li>保険料水準の統一に向けた具体的な進め方について市町村と協議</li> <li>統一保険料などに向けた具体的な進め方について市町村と協議</li> <li>資産割廃止に向けた取組への助言</li> <li>市町村標準保険料率賦課割合へ市町村の賦課割合を近づける取組への助言</li> </ol>		財政係	個表 3(新)
	保険料(税)収納率 上 (第4章 第2節)	1 先進事例を参考にした収納事務の年間スケジュールの作成 2 短期被保険者証・資格証明書の交付基準等の作成 3 滞納処分の実施基準等の作成 4 コンビニ収納等の収納環境の整備やコールセンターの活用等による収納体制の強化などの市町村の取組を支援 5 市町村職員を対象とした収納率向上に資する研修を実施 6 収納率が低い市町村を対象とした、現状の課題分析や改善の方向性を協議・助言等を行う北海道収納率向上アドバイザー事業等を実施	<ul> <li>① 収納率向上対策チーム(10市町村の収納担当課長等で構成)</li> <li>○ 収納事務の標準的なあり方を検討・協議 【推進事項1・2・3・6関連】</li> <li>② コンビニ収納及びコールセンターの活用等に取り組む市町村に対し、道2号繰入金により財政支援【推進事項4関連】</li> <li>③ 研修会の開催【推進事項5関連】</li> <li>④ 収納率向上アドバイザー事業の実施【推進事項6関連】</li> <li>○ アドバイザーが目標収納率に達していない市町村に赴き、収納率向上対策を助言</li> </ul>		財政係	個表 4 <del>個表 3</del>

	Plan (計画) Do (実施)			担当	評価基準及び
項目	目標	内容	取組内容等	係(課)	詳価基準及び 進捗管理方法の設定
	道による保険給付の点 検、事後調整 (第5章 第2節)	1 広域的又は医療に関する専門的見地から、市町村が行った保険給付の点検を実施する 2 大規模な不正請求事案に係る返還金の徴収	1 レセプト二次点検委託業務として実施 2 市町村・広域連合からの依頼があれば、随時対応	R 3 年度 運営第 1係	
	療養費の支給の適正化 (第5章 第3節)	1 海外療養費 市町村の事務処理の効率化や不正請求防止対策を一層推進するため、北海道国民健康保険連合会で一次審査と同様のレセプト点検を行う	レセプト二次点検委託業務として実施	運営第 1係	
保険給付関係		2 柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージ (1) 保険者における二次点検の手引き等の作成及び点検事例の情報提供 (2) 市町村向け各種研修会等	(1) ・ あはき療養費については、平成31年1月1日以降受領委任制度が導入 ・ 平成31年4月1日に国保連合会で審査委員会を設置 ・ 審査委員会での審査(一次点検)状況を踏まえ、国保連合会と協議の上、保険者における二次点検を検討 ・ 検討に基づき事務処理マニュアル〈第一版〉を改正する予定 (2) ・ 国民健康保険実務講習会において算定基準に関する留意事項等を説明	運営第 1 係	
	レセプト点検の充実強化 (第 5 章 第 4 節)	1 点検項目一覧等の作成 2 研修会及び現地助言の実施 3 医療給付専門員による助言	<ol> <li>レセプト点検の着眼点等のテキストを作成し、テキストを使った研修会を開催</li> <li>市町村のレセプト点検員対象の研修会や道の医療給付専門指導員による助言を実施</li> <li>市町村職員を対象とした医療給付専門指導員による現地助言を実施</li> </ol>	運営第 1係	
	第三者求償の取組強化 (第5章 第5節)	<ul> <li>1 各市町村が早期に数値目標を定め、計画的に求償事務に取り組むことができるよう、連合会や国が委嘱している第三者行為求償事務アドバイザーと連携し、助言等の支援を行う</li> <li>2 各市町村の取組状況を把握しながら、一般社団法人日本損害保険協会との一層の連携強化など必要な対応を行う</li> </ul>	<ol> <li>市町村へアドバイザーの積極的な活用を周知</li> <li>損害保険協会北海道支部に傷病届の迅速化を依頼 市町村にも再度、届出の遅い損害保険会社の報告を依頼</li> </ol>	運営第 1係	
医療費適正化関係	特定健康診査受診率、特 定保健指導実施率向上 (第6章 第2節 1)	<ul> <li>1 先進的な事例の収集及び情報提供</li> <li>2 被保険者に対する広報・普及啓発等</li> <li>3 市町村に対する助言及び支援</li> <li>4 個人の予防・健康づくりに向けた自主的な取組、インセンティブの提供</li> <li>5 関係団体との連携</li> </ul>	1 特定健診等の実施率、取組内容の調査 好事例を市町村へ情報提供 2-1 特定健診実施率向上対策事業 医療機関・調剤薬局・生命保険会社を通じて、特定健診の受診 対象者に対して勧奨を実施 2-2 国保医療課ホームページへの特定健診受診案内の掲載 3-1 北海道厚生局と連携し、市町村に対し、助言を実施 3-2 道独自に市町村に対し、助言を実施 4 市町村が行う健康マイレージ事業への道2号繰入金による支援 5 保険者協議会において、医師会等の関係団体と情報共有	保健事業推進係	個表 5 <del>個表 4</del>
	保健事業実施計画の策定 及び推進 (第6章 第2節 2)	道は、北海道国保連合会と連携して、今後すべての市町村においてデータヘルス計画が策定されるよう支援するほか、計画の推進に当たっては、国保データベースの有効活用などにより、生活習慣病の発症予防や重症化予防などの取組が充実するよう助言する	市町村のデータヘルス計画策定状況の把握     未策定の保険者へ、国保連合会の保健事業支援・評価委員会や国交付金の活用について助言	保健事業 推進係	<del>個表 5-</del> (削除)

Plan (計画) Do (実施)			担当	評価基準及び	
目標	内容	取組内容等	 R 3 年度	係(課)	進捗管理方法の設
生活習慣病対策の充実 (第6章 第2節 3)	<ul> <li>1 一次予防対策</li> <li>(1) ア 北海道国保連合会による保健推進員に対する研修会の実施を支援 イ 食生活については、北海道版食事バランスガイドを活用してバランスの取れた食事の普及啓発の取組を推進する</li> <li>(2) 運動については、市町村等と連携して、その必要性とともに、歩行や体操、冬期でも気軽にできるノルディックウォーキングなどの普及啓発の取組を進める</li> <li>(3) 高齢者に関しては、インフルエンザや肺炎に罹患することで症状が重篤化する可能性が高いことから、予防接種を受けることが重要であり、予防接種が進むよう普及啓発や市町村における実施に関する支援を行う</li> </ul>	<ul> <li>(1) ア 保健推進員リーダー研修会 イ 「北海道食事パランスガイド」等普及啓発事業の実施</li> <li>(2) ①ホームページ掲載 ②すこやかロード登録推進事業</li> <li>(3) ホームページでの周知</li> </ul>		(1) ア保健事 業推進保 付地域課 (2) 地域保健 課 (3) 感染症対 策課	
	2 二次予防対策 被保険者に対する受診勧奨を円滑に行うため、市町村においては、健診結果を分かりやすくする工夫を行ったり、健診結果を個別に説明 するなどの保健指導や早期治療につながる対応が必要であることから、市町村の取組を支援する	市町村の取組に対する道2号交付金による財政支援		保健事業推進係	
	3 三次予防対策 市町村における取組が円滑に実施できるよう「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定するとともに、市町村の取組状況を 情報共有したり、医師会等関係団体とも連携するなど、市町村の取組に対する協力体制を構築する	市町村の取組状況を道医師会や北海道糖尿病対策推進会議と情報共有・ 市町村への支援依頼 ※市町村取組状況調査		保健事業推進係	個表 6
たばこ対策 (第6章 第2節 4)	1 喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発の推進 2 未成年者の喫煙防止 3 妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下 4 たばこをやめたい人に対するサポート体制の充実 5 官公庁施設、飲食店その他の多くの人が利用する施設での受動喫煙防止	1 ①ホームページ(北海道のたばこ対策等)での普及啓発 ②No-Tobacco展等の世界禁煙デー及び禁煙週間等での普及啓発 2 道内小学校等で喫煙防止教育の実施 3 北海道喫煙防止健康教育教材(DVD)の活用による普及啓発 4 ①相談窓口を設置し禁煙相談を実施 ②ホームページ(北海道のたばこ対策等)での普及啓発 5 北海道受動喫煙防止条例に関する地域説明会等の開催 北海道のきれいな空気の施設の登録促進		地域保健課	
歯と口腔の健康づくり (第6章 第2節 5)	<ul> <li>1 フッ化物洗口については、市町村に対する実施手順の提示や、市町村が学校等で実施する実技研修に対する助言など、必要な支援を行う</li> <li>2 歯周病予防については、定期健診の受診を勧奨するほか、日本歯科医師会が策定した生活歯援プログラムを保健指導において活用するなど歯科健診及び保健指導の普及啓発に努める</li> <li>3 高齢者については、オーラルフレイルに対処するため、高齢者が適切な歯科治療や定期的な歯科健診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発するまた、保健所に設置されている保健医療福祉圏域連携推進会議などを活用して、口腔ケア対策の取組内容に関する情報を共有し、各市町村における取組を支援する</li> </ul>	1 実技研修や保護者説明会への専門職の派遣及び研修で使用した物品の提供 2 生活歯援プログラムに基づく、保健指導に重点を置いた歯科健診のモデル実施と、取組事例及び具体的な導入方法などの情報提供 3 「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間」に合わせたパネル展や道立保健所が関与する各種イベントにおけるオーラルフレイルに係る普及啓発。 保健医療福祉圏域連携推進会議などを活用した、関係者間での情報共有。		地域保健課	
重複受診や頻回受診等に 係る指導の充実 (第6章 第2節 6)	<ul><li>1 適正な受診に向けた意識啓発</li><li>2 道2号繰入金を活用し、市町村における重複受診者等への訪問指導等の充実に向けた取組の促進を支援するとともに、先進的な事例を収集し、情報提供を行う</li></ul>	1 国保連から市町村に重複服薬対象者情報を提供		(保健事 業推進 係)	
適正受診及び適正投薬の 推進 (第6章 第2節 7)	<ul><li>1 被保険者に対し、様々な機会を活用して症状の緊急性に応じて適正な受診についての理解を広めるなど普及啓発に取り組む</li><li>2 被保険者が「お薬手帳」を所持し、受診する医療機関や保険薬局において掲示することで、適切な投薬がなされることにつながることから、関係団体の協力を得ながら被保険者に対する手帳の普及啓発に取り組む</li></ul>	<ul><li>1 ホームページにて普及啓発</li><li>2 薬と健康の週間にあわせた普及啓発</li></ul>		医務薬務課	

	Plan (計画) Do (実施)			担当	
項目		T	取組內容等		評価基準及び
	目標	内 容		R3年度	進捗管理方法の設定
	後発医薬品の使用促 (第6章 第2節 8)	<ul> <li>1 道においては、国の目標達成に向けた取組を推進するため、北海道国保連合会と連携し、後発医薬品の数量シェアを把握し、市町村に対し 定期的に情報提供する取組を行うとともに、後発医薬品差額通知が未実施である市町村に対しては、進まない理由を確認するなど、実施に向 けて必要な助言を行い、後発医薬品の使用促進に重点的に取り組む</li> <li>2 道においては、後発医薬品の普及について、医療関係者等から理解を得られるよう関係団体と緊密に連携して取り組む</li> </ul>	<ul> <li>1 ・ 国保連合会から市町村へ、数量シェアの状況を毎月メールにより情報提供</li> <li>・ 差額通知未実施の市町村には、実施に向けた助言</li> <li>・ 差額通知の実施状況</li> <li>2 ・後発医薬品安心使用協議会の開催(年1回)</li> </ul>	保健事業 推進係 医務業務 課	個表 7
事務の広域化関係	事務の標準化・広域 効率化・統一化等 (第7章 第1節)	1 国庫負担金等の申請及び実績報告の効率化 2 基準の統一化 (1) 届出遅延に係る遡及給付 (2) 保険料 (税) の減免 (3) 一部負担金の減免 (4) 高額療養費等の支給に係る申請の勧奨 (5) 高額療養費等の支給に係る申請の勧奨 (5) 高額療養費支給手続きの簡素化 3 市町村事務処理標準システムを活用した事務の効率化・標準化・広域化  ・ 4 その他 (1) 国保事業の広域化について、道 2号繰入金により支援を行う (2) 収納対策の共同実施について、道 2号繰入金により支援を行う (3) 医療費適正化・保健事業の共同実施について、市町村における特定健診の受診率向上のため、保険者協議会や連合会と連携し、広報や普及啓発に取り組む 国保データベースシステムによる検診・医療情報などを活用するとともに、各保険者が実施している医療費適正化や保健事業の取組状況について随時情報共有を図るなどして、市町村及び連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言や支援を行う 後発医薬品の使用について、関係団体を通じ、医療機関への理解促進と協力依頼を行う 保険者が共同して実施することが可能な対策を市町村と協議しながら検討し、共同実施の取組を推進する	1 各種道様式の検討及び各システムから様式への自動連携を検討 2 (1) 事務処理マニュアルにより面談記録表の標準例を作成 (2) 標準例策定に向けた検討         (対策チーム協議、たたき台の協議) (3) 標準例案、事務フローを作成 (5) 申請の簡素化に伴う誓約書の作成  3 システム導入の働きかけ 未導入市町村向け説明会の実施、導入市町村向け説明会の実施 未導入市町村個別説明、導入未定市町村個別説明  4 (1),(2) 取組の実施に対し道2号繰入金による支援 (3)保険者協議会にて保険者の取組の共有	保健事業 推進係 運営第 1、2係	
他施策との連携	保険医療サービス及は 祉サービス等に関す 策との連携 (第8章 第1節)		<ol> <li>国保連と協力し、市町村へ支援 国保データベースを活用し、データ分析を行い、市町村や国保連へ 提供予定</li> <li>関係団体と連携した市町村保健事業の実施に際し、適宜助言</li> <li>北海道後期高齢者医療広域連合、北海道国民健康保険団体連合会との</li> </ol>	保健事業推進係	
携		3 同部省が体展学者と川設が別の 神天旭	3 北海道後期局師有医療仏域建合、北海道国民健康保険団体建合芸との連携、市町村向け意見交換会の実施		